

町の情報誌
広報

たまむら

TAMAMURA



特別定額給付金(一律10万円)
申請期限は8月31日(月)まで
お早めに申請をお願いします。

問い合わせ先

総務課特別定額給付金係
☎27-8627

主な内容

●Contents

クリーンセンターからのお願いです P2
乗合タクシー「たまりん」は安心してご利用になれます P3
8月1日(土)から後期高齢者医療被保険者証が新しくなります P4
町のわだい P8~9 みんなが主役 P10~11
お知らせ P18~21

クリーンセンターからのお願いです

● クリーンセンター ☎ (65) 4343 ●

ぐんま5つのゼロ宣言 実現に向けた取り組み

群馬県では持続可能な社会の構築及び県民の幸福度を向上させるため「ぐんま5つのゼロ宣言」実現プランが作成されました。

- 【宣言1】 自然災害による死者「ゼロ」
- 【宣言2】 温室効果ガス排出量「ゼロ」
- 【宣言3】 災害の停電「ゼロ」
- 【宣言4】 プラスチックごみ「ゼロ」
- 【宣言5】 食品ロス「ゼロ」

ごみの分別ルールを守り、3Rを徹底することは「ぐんま5つのゼロ宣言」の実現につながります。現在、町のゴミステーションでは、資源物が分別されず、もやすごみ袋に入れて出されるケースが多

く見られます。もやすごみ袋で出されたごみは、そのまま焼却処分されてしまいます。あらためて日々の生活を見つめなおし、分別ルールを守って、ごみの減量化と資源化(3R)にご協力をお願いします。

また、日々の食べ残しを減らし、食品ロスをなくすとともに、生ごみは水分をよく切って出してください。

次の分別方法を確認し、ルールを守って出してください。

ペットボトル

暑さが厳しくなるこれからの季節、清涼飲料の消費量が増加するに伴い、ペットボトルの排出量も7月から9月にかけて大変多くなります。特に8月は最も少ない3月と比較すると約2倍の排出量となっています。

〈出し方〉

キャップを取り、ラベルをはがし、中を洗って軽くつぶ

してから、第1・3週の資源ごみの日にステーションにある青色回収ネット袋に直接入れてください。なお、青ネット袋がいっぱいに入らない時以外は、青ネット袋に入っていないペットボトルは収集しません。

食品発泡トレイ

ラップ・ラベルをはがし、軽く洗って水を切ってから第1週の資源ごみの日にステーションにある緑色回収ネット袋に直接入れてください。 ※梱包用発泡スチロール、プラスチック製のトレイは「もやすごみ」で出してください。

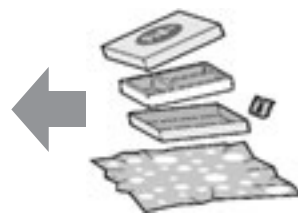
ざつ紙

ティッシュペーパーの箱やお菓子の箱、パンフレット等がざつ紙となります。玉村町のごみの分析調査によると、もやすごみとして出されたものの中に、ざつ紙としてリサイクルできるものが、およそ

20%も含まれています。

〈出し方〉

次の写真のように、紙袋に入れてそのままひもで縛り、第2・4週の資源ごみの日にステーションに出してください。濡れてしまったりサイクルできないため、雨の日には出さないでください。



お菓子の箱等はたたんで紙袋へ！
そのままひもで縛って、ステーションに出せます

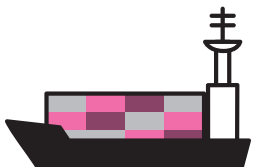
古着類

衣類とバッグ、ベルト、靴やぬいぐるみ等が古着類となります。町で回収したものは、一部国内でリユースしますが、大半は海外でリサイクルされます。

〈出し方〉

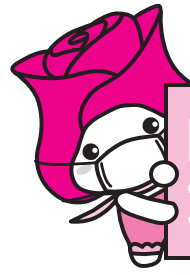
洗濯をしてよく乾かしてから、「もえないごみ・しげん

ごみ袋」に入れ、第1・3週の資源ごみの日にステーションに出してください。濡れた古着類はリユース、リサイクルできませんので、雨の日には出さないでください。また、役場玄関、図書館、社会体育館、B&G海洋センター、老人福祉センター、総合運動公園、北部公園にリサイクルボックスを設置していますので、こちらでもご利用いただけます。



洗濯し乾かしてから出してください。古着は主に海外でリサイクルされます

※ごみの分け方の詳細につきましては、3月に配布した「ごみと資源の出し方・分け方」や町ホームページでご確認ください。



除菌・消臭 対策済車両

乗合タクシー「たまりん」は 安心してご利用になれます

環境安全課 ☎(64)7708

乗合タクシー「たまりん」を皆さんに安心してご利用いただけるよう、新型コロナウイルス感染症予防対策として、次の6つの対策を実施しています。

新型コロナウイルス 感染症予防対策

①車内の空間を清潔に

休憩時など無人の時に、超音波噴霧器で超微細気泡含有の微酸性次亜塩素酸水を噴霧し、車内を除菌・消臭します。また、随時換気を行います。



②車両内外の除菌清掃

毎日運行終了後に、エタノール等を使用し除菌清掃を行います。

③座席の利用制限

運転席の後ろ1席は、飛沫感染防止のため利用を制限しています。ご不便をおかけしますが、ご協力をお願いします。

④ドライバーの検温・マスク着用、手指消毒

ドライバーは毎日業務従事前には検温し発熱がないことを確認の上、マスクを着用し、手指を消毒して業務に従事します。お客様用に車内に消毒ジェルを設置しますので、乗

車時は手指の消毒をはじめ、マスクの着用や咳エチケットにご協力をお願いします。

⑤車内の飛沫感染予防の 間仕切り

透明度の高いビニールで運転席と客席を仕切り、飛沫感染防止に努めます。



⑥感染予防対策の啓発

車両に「除菌・消臭対策済車両」のステッカーを貼り付け、安心してご利用になれることをPRしていきます。

車両が新しくなり より安心・快適

「たまりん」の車両が一台新しくなり、車いす用の電動リフトや手すり、雨の日用に傘立てを設置しています。助手席シートがないため、乗った時の解放感があり、またフロアは滑りにくく土やほこり等がたまりにくくなりました。



たまりんのドライ バーを紹介します

令和2年2月から新しくたまりんのドライバーに採用された田中です。日頃、お客様の安全を第一に考え運転しています。皆さんよろしくお願います。



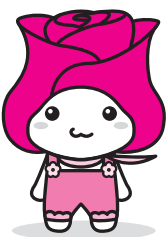
「問い合わせ先」

環境安全課

☎(64)7708

永井バス前橋営業所

☎027(265)5088



8月1日(土)から後期高齢者医療被保険者証が新しくなります

● 住民課高齢者医療年金係 ☎64-7702 ●

新しい被保険者証は7月下旬までに郵便でお手元に

現在お使いの被保険者証の有効期限は7月31日(金)です。新しい被保険者証は、7月下旬までに郵送します。被保険者証が届いたら、名前や住所などを確認してください。間違いがあるときは、新しい被保険者証と印鑑をお持ちの上、住民課(役場1階②番窓口)までお越しください。

現在お使いの被保険者証は、8月1日(土)からは使用できません。住民課へ返却するか、責任を持って処分してください。

「限度額適用認定証」・「限度額適用・標準負担額減額認定証」も新しくなります

限度額適用認定証対象者

同一世帯に住民税課税所得が145万円以上、690万円未満の後期高齢者医療制度の被保険者がいる人(現役並み所得者I・II)

限度額適用・標準負担額減額認定証対象者

世帯全員が住民税非課税の人(低所得者I・II)

保険医療機関で提示することにより、ひと月の同一保険医療機関での窓口支払いが自己負担限度額までとなる「限度額適用認定証」、ひと月の同一保険医療機関での窓口支払いが自己負担限度額までとなり、さらに入院したときの食事代が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」も8月1日(土)から新しくなります。昨年度、交付を受けている人で、引き続き対象になる人には新しい被保険者証とともにお送りします。

※新規に「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受ける場合の申請は、随時受け付けています。有効になるのは、申請月の1日からです。対象者がどうかかわからないときはお問い合わせください。

後期高齢者医療保険料のお知らせ

令和2年度後期高齢者医療保険料額決定通知書を送付します。

7月中旬に、後期高齢者医療制度に加入している皆さんに今年度の保険料額決定通知書を送付します。通知は個人ごとに送付されますので、お手元に届きましたらよく確認していただき、納付書で納付する人は保険料の納め忘れがないようにしてください。

後期高齢者医療保険料を年金から差し引かれている人でも口座振替に変更できます。

現在、保険料を年金からの差し引きで支払っている人も、申請により口座振替に変更することができます。口座振替で支払った保険料は、確定申告の際、支払った人の保険料控除に適用されます。それにより、世帯の所得税や住民税の負担が軽くなる場合があります。

※口座振替への変更には申請が必要ですので、詳しくはお問い合わせください。

第6次玉村町総合計画(素案)についてパブリックコメントを実施します

● 企画課企画政策係 ☎64-7711 ●

現在、策定を進めている「第6次玉村町総合計画」について、基本構想・基本計画の素案がまとまりましたので、住民の皆さんのご意見をお聞きしたく、パブリックコメントを実施します。

※パブリックコメントとは、町の基本的な計画を策定する過程において、広く住民の皆さんからご意見を求め、いただいたご意見の概要と町の考え方を公表する手続きです。

名 称 「第6次玉村町総合計画（素案）」
募集期間 8月3日（月）から9月2日（水） 必着
素案の閲覧方法 町ホームページ（8月3日から掲載）
意見提出方法 郵送または電子メール
 ※詳細は町ホームページをご確認ください
郵 送 先 〒370-1192 玉村町大字下新田201
 玉村町役場 企画課 企画政策係 宛て
メールアドレス sougou@town.tamamura.lg.jp

指定管理者を募集します

● 企画課企画政策係 ☎64-7711 ●

町では、平成18年度から指定管理者制度の活用を図り、町有施設において管理運営の委託を行っています。現在指定管理を行っている町有施設のうち「玉村町北部公園」および「玉村町総合運動公園、東部工業団地内運動公園、玉村グラウンド・ゴルフ場」の指定期間（平成28年4月1日から令和3年3月31日）並びに「道の駅玉村宿」の指定期間（平成30年4月1日から令和3年3月31日）が今年度末をもって終了となることから、次期指定期間について指定管理者を以下のとおり募集します。

1. 対象施設	I 玉村町北部公園 (サッカー場含む)	II 玉村町総合運動公園 東部工業団地内運動公園 玉村グラウンド・ゴルフ場	III 道の駅玉村宿
	玉村町大字上福島311番地1	玉村町大字字貫481番地 玉村町大字川井32番地 玉村町大字角測3202番地3	玉村町大字上新田604番地1
2. 指定管理者が行う業務	①利用の許可に関する業務		①施設の運営に関する業務
	②施設および設備の維持管理に関する業務		
	③その他町長が必要と認める業務		
3. 指定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）		
4. 指定管理料	指定管理者との協定により決定し、業務履行年度ごとに支払います。		指定管理者との協定により決定します。
5. 利用料金等収入の取り扱い	指定管理者は、サッカー場の利用料金を収入として収受し、事業目的に沿って使用することができます。	指定管理者は、野球場・陸上競技場・テニスコートなどの利用料金を収入として収受し、事業目的に沿って使用することができます。	指定管理者は、利用料金等を収入として収受し、事業目的に沿って使用することができます。
6. 応募資格	法人その他の団体で、個人の応募は不可（その他詳細は、募集要項に記載）		
7. 募集要項等の配布	令和2年7月21日から7月31日まで（土・日・祝日除く）玉村町役場都市建設課（2階）で配布します。	令和2年7月21日から7月31日まで（土・日・祝日除く）玉村町社会体育館で配布します。	令和2年7月21日から7月31日まで（土・日・祝日除く）玉村町役場経済産業課（2階）で配布します。

令和3年
4月1日
採用予定

町職員の募集を行います

総務課 ☎64-7712

職員募集概要

職種	採用予定人数	受験資格（年齢要件）
一般事務	3人	平成3年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人
保育士	3人	昭和60年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人で、保育士及び幼稚園教諭の双方の資格を有する人または令和3年3月31日までに取得見込みの人
保健師	1人	平成3年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人で、保健師の資格を有する人または令和3年3月31日までに取得見込みの人

※次のいずれかに該当する場合は受験することができません。

- ①日本国籍を有しない人
- ②地方公務員法第16条に該当する人

※保育士、保健師で資格取得見込みの人は、採用試験合格後に受験資格に定められた資格を取得できない場合には、採用される資格を失います。

申込書配布期間 …………… 7月13日(月)～7月31日(金)

申込受付期間 …………… 7月20日(月)～7月31日(金)

※申込書配布および申込受付とも平日の午前8時30分から午後5時15分まで。場所は、総務課職員係（役場2階⑥番窓口）にて行います。

試験日程

【一般事務】

- 第1次試験 9月20日(日)
- 第2次試験（1次試験合格者のみ） 10月中旬
- 第3次試験（2次試験合格者のみ） 11月上旬

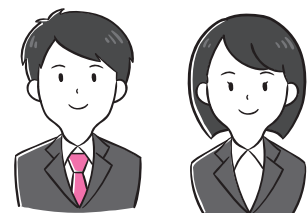
【保育士】

- 第1次試験 8月19日(水)
- 第2次試験（1次試験合格者のみ） 9月20日(日)
- 第3次試験（2次試験合格者のみ） 10月下旬

【保健師】

- 第1次試験 9月20日(日)
- 第2次試験（1次試験合格者のみ） 10月下旬

試験会場 玉村町役場または玉村町文化センター



郵送による申込手続について

宛先 〒370-1192 玉村町大字下新田201番地 玉村町役場 総務課職員係


	宛先封筒	同封するもの
申込書の請求	「一般事務採用試験申込書郵送依頼」、「保育士採用試験申込書郵送依頼」または「保健師採用試験申込書郵送依頼」と朱書きしてください。 ※職種は必ず記入してください。	返信用封筒 (角型2号サイズ・120円切手を貼り送付先を記入したもの)
申込書の提出	「一般事務採用試験申込書在中」、「保育士採用試験申込書在中」または「保健師採用試験申込書在中」と朱書きし、簡易書留で郵送してください。 ※7月31日(金)の消印有効	返信用封筒 (受験票が入る大きさ・84円切手を貼り送付先を記入したもの)

来年4月に小学校に入学するお子さんがいるご家庭へ

入学の流れ

学校教育課 ☎64-7713



8月	特別支援学校への就学を希望される方は8月中に学校教育課☎64-7713までご連絡ください
9月	教育委員会から就学時健康診断のお知らせがご家庭に届きます
10月	入学予定の小学校を会場として就学時健康診断が行われます
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 通級教室教育相談 10月19日(月)～23日(金) </div> 発達・行動に気になることがあるなど、入学に際し不安を感じるがあれば、ご相談ください。	
11月	就学時健康診断で指摘のあった事項について、治療、再検査等をして入学に備えてください
1月	教育委員会から入学通知書がご家庭に届きます(入学する学校名、入学式についてお知らせします)入学予定の小学校から入学説明会のお知らせがご家庭に届きます
2月	各学校で入学説明会が行われます
4月	 入学式

入学する町立の小学校はお住まいの住所によって決まります。(学校区は町のホームページでご紹介しています。) 転出・転居する場合は、転出先教育委員会と玉村町の教育委員会にご連絡ください。

「玉村町通級教室」(☎20-4500)では、お子さんのことばやきこえで悩んでいたり、普段の生活に不安を感じていたりする保護者への相談、支援を行っています。その他にも、群馬県総合教育センター・幼児教育センター(☎26-9221)や、中央児童相談所(☎027-261-1000)などでも相談できます。

自衛官等を募集します

自衛隊群馬地方協力本部前橋募集案内所 ☎027-233-8960 / 玉村町役場総務課 ☎64-7712

募集種目	資格	受付期間	試験日
自衛官候補生 (任期制自衛官)	18歳以上 33歳未満の者	年間を通じて	受付時に連絡
一般曹候補生		9月10日(木)まで	9月19日(土)、20日(日) (いずれか1日を指定されます。)
航空学生 (航空自衛隊・海上自衛隊)	高卒(見込含) 航空21歳未満の者 海上23歳未満の者		
防衛大学校学生 (一般採用試験)	高卒(見込含) 21歳未満の者	10月22日(木)まで	11月7日(土)、8日(日) (2日間)
防衛医科大学校医学教育部 医学科学生		10月7日(水)まで	10月24日(土)、25日(日) (2日間)
防衛医科大学校医学教育部 看護学科学生		10月1日(木)まで	10月17日(土)



災害時に食料などを供給

5月15日に、町と上福島に配送センターを構える生活クラブ生協との「災害時における食料等供給に関する協定書」の調印式が行われました。生活クラブは、安心安全な食べ物などを会員に供給している団体です。今後、災害の程度や避難生活が長期化し、食料や飲料水が不足したときには、上陽地区の避難所等には生活クラブから供給していただけることとなりました。

防護服等を寄贈

町は、伊勢崎佐波地区の医療機関で今後、新型コロナウイルス感染症第2波が到来した場合などに備えるため、伊勢崎佐波医師会へ防護服500セット、N95マスク100枚を伊勢崎佐波医師会へ寄贈しました。



利根川堤防を視察

6月5日、利根川左岸の水害対策工事の状況を確認するため、山本群馬県知事、五十嵐伊勢崎市長とともに石川町長が樋越（原森地区）のかさ上げした堤防などを視察しました。昨年の台風被害を受け、県が緊急実施したこの工事で、利根川左岸2.6キロメートルの堤防をかさ上げしました。山本知事は堤防を空撮した動画などを確認し「梅雨の前に完成してよかった」と話しました。

新型コロナウイルス感染症対策への「あたたかいところ」

新型コロナウイルス感染症対策のため、町内および町外の団体・会社・個人の皆さんから多くのご支援をいただきましたので、ご紹介します。なお、町有施設へ直接のご支援や、匿名でのご支援も多数あります。ご支援いただいた皆さん、誠にありがとうございました。



○有限会社フレイト（飯倉）代表取締役 吉田 修 様からマスク1,000枚を寄贈していただきました。



○タチバナ食品株式会社（角淵）代表取締役 立花 輝夫 様からマスク2,000枚を寄贈していただきました。



○玉村町建設業組合組合長 徳江 光俊 様から50万円を寄附していただきました。



○株式会社上毛薬品（川井）取締役社長 萩原 寛一 様から消毒剤微酸性電解水クレンリネス20L×8本を寄贈していただきました。



○第一生命保険株式会社群馬支社（前橋）様からマスク1,000枚を寄贈していただきました。



○有限会社松見精工（上之手）代表取締役 原 竹雄 様からマスク1,200枚を寄贈していただきました。



○内山接骨院（下新田）様から消毒剤ハンドジェル500ml（12本）を寄贈していただきました。



○五常工業株式会社（樋越）代表取締役 原 丈一 様から100万円を寄附していただきました。



○株式会社センスインターナショナル（東京都豊島区）様からマスク12,000枚、ガウン300枚を寄贈していただきました。

○有限会社ユナ厨房（館林市）代表取締役 五十畑 隆宏 様から超音波噴霧器1台、Jいやしの水20Lを寄贈していただきました。

○第一石鹸株式会社（板倉町）代表取締役社長 神谷 哲也 様から薬用ハンドソープ本体および詰め替え用各5ケース（計10ケース）を寄贈していただきました。

みんなが主役

玉村町7人制サッカーリーグ参加者募集

日時 8月22日、29日、9月5日(予備日)・9月12日の土曜日

午後6時～9時

チーム編成 町内に在住・在勤の満18歳以上(高校生は不可)の人で1チーム7人以上で編成

参加費 5,000円(代表者会議時に納入)

申し込み 7月31日(金)までに申請用紙に必要事項を記入の上、(有)ウエルサポート・オギ(上茂木11715) 峯岸宛へ☎(50)1134または直接持参してください。(先着10チーム程度)

※申請用紙は青山塗装(株)ホームページのトップ「お掃除生活クリーナー」のバナーから取得できます。
受付時間 直接持参は平日の午前9時～午後6時まで
※FAXは常時受け付けます。

【代表者会議について】

日時 8月6日(木) 午後7時～

場所 社会体育館第1会議室
問い合わせ先 玉村町サッカー協会事務局 峯岸

☎080(3916)7772



「新型コロナウイルス感染症に関連した法務大臣メッセージ」

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者・濃厚接触者、医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別は決してあってはなりません。

法務大臣メッセージは、YouTube法務省チャンネル(<https://youtube.com/RYS00qCxo0>)をご覧ください。

法務省の人権擁護機関では、新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別、偏見、いじめ等の被害に遭った人からの人権相談を受け付けています。困った時は、一人で悩まず、私たちに相談してください。

みんなの人権110番

☎0570(003)110

ダイヤモンド婚(結婚60周年)・金婚(結婚50周年)の記念式典が再開されることになりました(申請が必要です)

対象者 玉村町在住で、次の期間に婚姻届を出されたご夫婦

健康福祉課 ☎64-7721

①平成30年度 実施分

[ダイヤモンド婚] 昭和32年4月2日～昭和33年4月1日
[金婚] 昭和42年4月2日～昭和43年4月1日

②平成31年度 実施分

[ダイヤモンド婚] 昭和33年4月2日～昭和34年4月1日
[金婚] 昭和43年4月2日～昭和44年4月1日

③令和2年度

[ダイヤモンド婚] 昭和34年4月2日～昭和35年4月1日
[金婚] 昭和44年4月2日～昭和45年4月1日

日時 令和2年11月中を予定

場所 文化センター大ホール

※新型コロナウイルス感染症の第二波、第三波の影響により式典中止の可能性もあります。

申請方法 申請方法等の詳細については広報8月号にてお知らせします。

「玉村カレー」の玉ねぎ収穫

6月6日、農業委員会委員、給食センター関係者、県立女子大学生のボランティアの皆さんが、学校給食で恒例となった「玉村カレー」の具材になる玉ねぎを収穫するため、芝根小学校近くの畑に集まりました。

例年は、芝根小学校3年生の児童が玉ねぎを収穫していますが、新型コロナウイルスの影響を考慮し、児童の参加は見送られました。

農業委員会の皆さんが育てた玉ねぎやじゃがいもを使用する「玉村カレー」の給食は7月に子ども達に提供される予定です。



ベトナムからマスクが届きました



以前、玉村町国際交流協会に通われていたベトナム国籍のレ ヴィエ ト ズンさんから、マスクが届きました。感染が広がる日本国内の情勢を聞き、お世話になった協会の皆さんを心配して送ってくれたそうです。協会員の皆さんからは「大変ありがたいです。ズンくんからの心のこもったマスクを大切に使用させていただきます」と感謝の声が寄せられました。



レ ヴィエ ト ズンさん

玉村町国際交流協会から日本語教室再開のお知らせ

玉村町国際交流協会では、外国の皆さんと一緒に「楽しく学ぶ」をモットーに日本語の勉強をするため日本語教室を開いています。この教室では、日本語の勉強以外にも、日本の文化や習慣の紹介、健やかな日常生活を営むために必要なコミュニケーションの場を提供し、日本人住民と外国人住民の共生を図っています。

新型コロナウイルス感染症拡大の防止措置として、しばらくお休みしていた日本語教室を、6月12日から再開しました。再開にあたりましては、感染拡大の防止策を講じながら授業を実施しますので、安心してご参加ください。



日本語教室

日 時	毎週金曜日 午後7時30分～9時30分 毎週土曜日 午後1時30分～3時
場 所	勤労者センター2階会議室
連絡先	住民活動サポートセンター「ぱる」内 玉村町国際交流会 ☎65-7155 メール pal@kyoudou-tamamura.org

日本語教室のボランティアを随時募集しています。お気軽にお問い合わせください。

7月は「社会を明るくする運動」強調月間です ～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

今年で70回を迎えるこの運動は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。

今年は運動の重点事項を「出所者などの事情を理解した上で雇用する企業の数を増やすこと」、「帰るべき場所がないまま、刑務所から社会に戻る人の数を減らすこと」、「薬物依存からの回復と社会復帰を長期的に支える地域の環境を作ること」、「犯罪をした高齢者・障害者などが、社会復帰に必要な支援を受けられる環境を作ること」、「非行少年などが学びを継続できる環境を作ること」、キャッチコピーを「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」としています。これらの問題を地域の皆さんで話し合うための集会などが実施されますので進んでこれに参加し、犯罪や非行のない明るい社会づくりにそれぞれの立場において、ご協力をお願いします。

出典 法務省HP



「女子大のとびら」

群馬県立女子大学 ☎65-8511

女子大で遠隔授業が始まりました

国際コミュニケーション学部 教授 甲村 美帆

新型コロナウイルスによる甚大な影響が、さまざまな事業に及んでいます。玉村町の学校も新年度早々休校になり、子どもたちは自宅学習を余儀なくされました。女子大でも授業が始まったのは5月に入ってから。さらに、教職員も学生も経験したことのない、全面遠隔授業でのスタートでした。今回の「女子大のとびら」では、遠隔授業はどんな具合に行われているのか、一教員の視点から書いてみたいと思います。

私は授業で専門科目のほか、統計処理やプログラミングなどの演習を伴う科目も担当しています。演習を伴うと言っても理科系の実験ではありませんから、学生さんは自宅でパソコンを使い、Excelなどのソフトウェアを操作して学習できます。遠隔授業の開始当初は、オンライン会議システムを使って、大学で行う演習と同じように手元でソフトウェアを操作し、その手続きを画面に映そうと試みました。ところが、学生も自宅なら教員も自宅での授業です。大学のように快適な機器、通信環境はありません。私のパソコンは

Wi-Fi経由の重たい負荷に耐え切れず、たちまち動かなくなってしまいました。学生さんが「あ、先生のパソコン落ちましたねー」とチャットでつぶやいてくれたことが印象的です。画面の向こうから少しでも反応が返ってくるとありがたいものです。

他にもトラブルは多々ありましたが、今では授業のやり方も定着してきました。授業が始まると、スライドを使ってまず説明をします。その後学生さんはオンライン通信を切って、自分のパソコンで演習します。学生さんもオンライン会議システムに接続したままでは、ソフトウェアの動作が重いのです。演習後は時間を決めてオンライン会議システムで再会し、フォローアップします。欲張らずに一つずつ着実に進めています。

いろいろな科目で、内容にあった方法で遠隔授業が実施されています。通常の授業に戻る日まで、さまざまな創意工夫を重ねて学習を継続していきたいと思っています。

耐震、省エネ、バリアフリーリフォームにおける固定資産税の減額措置

耐震改修工事や省エネ改修工事、バリアフリー改修工事を行った場合、一定の要件を満たすことで固定資産税が減額されます。なお、減額の適用には町への申請が必要です。

税金情報
税務課 ☎64-7703

	耐震改修工事	省エネ改修工事	バリアフリー改修工事
工事期限	令和4年3月31日まで	令和4年3月31日まで	令和4年3月31日まで
減額期間	1年間 ※1	1年間	1年間
減額の概要	改修した住宅の翌年度分の固定資産税額の2分の1を減額(120㎡相当分まで) ・長期優良住宅の認定を受けて改修した場合、改修が完了した翌年度分の固定資産税額の3分の2を減額(120㎡相当分まで)	改修した住宅の翌年度分の固定資産税額の3分の1を減額(120㎡相当分まで) ・長期優良住宅の認定を受けて改修した場合、改修が完了した翌年度分の固定資産税額の3分の2を減額(120㎡相当分まで)	改修した住宅の翌年度分の固定資産税額の3分の1を減額(100㎡相当分まで)
家屋の適用要件	・昭和57年1月1日以前から所在する住宅であること ・併用住宅の場合は居住部分の割合が2分の1以上であること	・平成20年1月1日以前から所在する住宅であること ・賃貸住宅でないこと ・併用住宅の場合は居住部分の割合が2分の1以上であること ・改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下の住宅	・新築された日から10年以上経過した住宅であること ・賃貸住宅でないこと ・併用住宅の場合は居住部分の割合が2分の1以上であること ・改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下の住宅 ・次のいずれかに該当する人が居住していること ①65歳以上の人(改修工事が完了した年の翌年の1月1日現在の年齢) ②介護保険法の要介護または要支援の認定を受けている人 ③障がいのある人
改修工事の要件	現行の耐震基準に適合する耐震改修工事であること	次の①の工事、または①と併せて行う②から④の工事で、改修部位が現行の省エネ基準に適合すること ①窓の断熱工事 ③天井の断熱工事 ②床の断熱工事 ④壁の断熱工事	次の①から⑧のいずれかの工事であること ①通路などの拡幅 ⑤手すりの取り付け ②階段の勾配の緩和 ⑥段差の解消 ③浴室改良 ⑦出入口の戸の改良 ④便所改良 ⑧滑りにくい床材への取り替え
費用要件	補助金等を除き改修工事費用が50万円超であること ※耐震、省エネおよびバリアフリーに関係のない費用は含まれません。		
申請手続	工事完了後3ヵ月以内に、必要書類を税務課資産税係に提出してください。なお、必要書類については、お問い合わせください。		

いずれの減額制度とも、他の減額制度との併用はできません。ただし、省エネ改修の減額とバリアフリー改修による減額は併用して適用を受けることができます。

※1 特に重要な避難路として指定する道路の沿道にある住宅の耐震改修工事は2年間減額

国民健康保険

住民課国民健康保険係 ☎64-7702

国民健康保険に加入の皆さんへ

傷病手当金の支給(新型コロナウイルス対策)

新型コロナウイルス感染症に感染、または感染疑いのため、入院等により出勤予定日に出勤できず、勤務先から補償を受けられなかった人へ傷病手当金を支給します。詳しくは担当までお問い合わせください。

高齢受給者証を郵送します

70歳から74歳までの人が現在持っている高齢受給者証は、7月31日で期限切れとなります。このため、8月1日からの新しい高齢受給者証を7月下旬に郵送します。

有効期限の過ぎた高齢受給者証は、責任を持って破棄していただくか、住民課国民健康保険係までご返却をお願いします。

限度額適用認定証の申請について

一つの医療機関で高額な受診をした際の窓口支払いが、自己負担限度額(右表参照)までになる『限度額適用認定証』を申請により交付しています。現在、交付済みの認定証は、有効期限が7月31日までとなっていますので、8月以降の認定証を希望する人は8月1日以降(土日、祝日を除く)に申請をしてください。

申請に必要なもの

①国民健康保険証 ②印鑑 ③すでに交付を受けている場合は、現在お持ちの認定証 ④マイナンバーの番号がわかるもの

かるもの

※国民健康保険税の滞納がある人には交付できません。

※高齢受給者証を持っている人は、区分により申請が必要ない場合があります。

70歳未満の人の自己負担限度額(月額)

	適用区分	所得区分	自己負担限度額(月額) 3回目まで	自己負担限度額(月額) 4回目以降※1
上位所得者	ア	基礎控除後の所得※2が901万円を超える世帯	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円
	イ	基礎控除後の所得が600万円を超え901万円以下の世帯	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円
一般	ウ	基礎控除後の所得が210万円を超え600万円以下の世帯	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
	エ	基礎控除後の所得が210万円以下の世帯	57,600円	
非課税	オ	町民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※1 過去12ヵ月間に、同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合

※2 「基礎控除後の所得」とは、総所得金額等の合計額から基礎控除額(33万円)と純損失の繰越額を控除(ただし、雑損失の繰越額は控除しません。)した金額です。

新型コロナウイルスに対応した学校生活

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために臨時休業していた学校が6月1日から再開し、子供達の元気な声が学校に戻ってきました。再開してから最初の2週間は、クラスの子供達が半分ずつのグループに分かれて登校する分散登校を行いました。子供達は他の人に近付きすぎないように気を付けながらも、久しぶりに会う友達や先生方とあちこちで笑顔を交わしていました。

再開後の学校では、感染を防ぐためのさまざまな対策を行っています。登校時には検温の記録カードや全校に配付された非接触型の体温計を活用して、必ず全員の体温を確認しています。教室では座席の間隔をできるだけ広げたり、窓を開けて換気をしたりしています。授業中でも、当分の間は感染のリスクが少ない活動を中心に行っています。



玄関前でしっかり間隔を開けて並ぶ子供達

6月15日からは町内の全小中学校で通常の登校となり、さらに活気が戻ってきました。今後も、子供達や先生方が安心して活動を行えるよう、地域の感染状況に応じて対策を柔軟に変更しながら、子供達の学びが着実に進んでいくように取り組んでいきます。



手の消毒をしてウイルスを撃退します



分散登校中は、座席を一つずつ空けています。
換気も十分に行います。



給食は配膳が楽になるように工夫されています



教育通信

MANABIのひろば

玉村町教育相談室

子供の心の問題やことばや聞こえ、情緒面での心配、お子さんの教育等の悩みなど、一人で悩まずにお気軽にご相談ください。

月～金曜日 9:00～16:00

☎65-0081

来所相談も実施しています。

住所 下新田187番地

玉村町通級教室

ことばの誤り・ことばの繰り返し・ことばの発達が遅い・落ち着きがない・人とうまく関われない・学習に偏りがあるなどの相談や指導をする教室です。

月～金曜日 8:30～17:00

☎20-4500

玉村町ふれあい教室

学校に行きたくても行けずに困っている小中学生の不安や悩みを受け止め、心が触れ合う喜びを体験する場です。

月～金曜日 9:00～15:00

☎・☎65-0091



役場西側



検温表で体調をチェックしています



状況に応じて玄関前で検温しています

学校の再開にあたって寄せられた質問を紹介します

Q. 学校が長い間お休みだったけど、授業の時間が足りなくなってしまうのではないのでしょうか。

A. 4月から約2か月の臨時休業がありましたが、夏休みや冬休みの一部を授業日にあてたり、学校行事や授業のやり方を見直したりすることで、すべての学習を行える見通しです。子供達が無理なくじっくり学べるよう授業を進めていきます。

Q. マスクを付けたり夏の授業日が増えたりと、子供達が熱中症や体調不良にならないか心配です。

A. 暑く感じる場合には、登下校中や授業中でも、他の人との距離に気を付けてマスクを外してもよいことを学校で指導しています。教室では、窓にすき間を開けて換気を行いながらエアコンを十分に使用して気温が上がりすぎないようにしています。感染症のリスクと熱中症のリスクの両方に配慮しながら、適切な対応方法を指導していきます。

Q. 学校の中ではどんなふうに消毒を実施しているのですか。

A. 町内の全小中学生に除菌ハンディスプレーが配付され、子供達はいつでも手や身の回りの消毒ができます。また、校内に設置された消毒液も使用できます。感染予防には日常的な手洗いが大切なので、手洗いの指導を徹底しています。放課後は、毎日先生方が教室や階段の手すりなどの消毒を行い、翌日の子供達の登校に備えています。



体罰等によらない子育てを広げよう！

子ども育成課 ☎64-7719

体罰等によらない子育てのための工夫のポイント

体罰等とはよくないと分かっているいろいろな状況や理由によって、それが難しいと感じられることもあります。一方で、安心感や信頼感、温かな関係が心地よいのは、子どもも大人も同じです。子どもとの関わり方の一例を紹介します。

1 子どもの気持ちや考えに耳を傾けましょう

- 相手に自分の気持ちや考えを受け止めてもらえたという体験によって、子どもは、気持ちが落ち着いたり、大切にされていると感じたりします。
- 子どもに問いかけをしたり、相談をしながら、どうしたらよいかを一緒に考えましょう



2 「言うことを聞かない」にもいろいろあります

- 保護者の気をひきたい、子どもなりに考えがある、言われていることを子どもが理解できていない、体調が悪いなど、さまざまです。
- 「イヤだ」というのは、子どもの気持ちです。こうした感情を持つこと自体はいけないことではありません。重要なことでない場合、今はそれ以上やり合わない・・・というのも一つです。



3 子どもの成長・発達によっても異なることがあります



- 子どもの年齢や成長・発達の状況によって、できることとできないことがあります。また、大人に言われていることが理解できないこともあります。
- 子ども自身が困難を抱えているときは、それに応じたケアを考え対応しましょう。

4 子どもの状況に応じて、身の周りの環境を整えてみましょう



- 乳幼児の場合は、危ないものに触れないようにするなど、叱らないでよい環境づくりを心がけましょう。
- 子どもが困った行動をする場合、子ども自身も困っていることがあります。子どもが自分でできるような環境づくりを工夫してみましょう。

5 注意の方向を変えたり、子どものやる気に働きかけてみましょう

- 子どもはすぐに気持ちを切り替えるのが難しいこともあります。時間的に可能なら待つことも一案です。難しければ、場面を切り替えるなど、注意の方向を変えてみてみましょう。
- 子どもが好きなことや楽しく取り組めることなど、子どものやる気が増す方法を意識してみましょう。



6 肯定文でわかりやすく、時には一緒に、お手本に

- 子どもに伝えるときは、「ここでは歩いてね」など、肯定文で何をすべきかを具体的に、また、穏やかに、近づいて、落ち着いた声で伝えると、子どもに伝わりやすくなります。
- 「一緒におもちゃを片付けよう」と共に行ったり、やり方を示したり教えたりするのもいいでしょう。



7 良いこと、できていることを具体的に褒めましょう

- 子どもの良い態度や行動を褒めることは、子どもにとって嬉しいだけでなく、自己肯定感を育むことにもなります。
- 結果だけではなく、頑張りを認めることや、今できていることに注目して褒めることも大切です。



保護者自身のポイント

- 否定的な感情が生じたときは、それは子どものどんな言動が原因なのか、自分自身の体調の悪さや忙しさ、孤独感など、自分自身のことが関係しているのかを振り返ってみましょう。
- 深呼吸して気持ちを落ち着けたり、ゆっくり5秒数えたり、窓を開けて風にあたって気分転換するなど、少しでもストレスの解消につながりそうな自分なりの工夫を見つけましょう。



Do sports!

町民一人1スポーツ
スポーツをしよう

町民体育祭 中止のお知らせ

今年度の町民体育祭は、新型コロナウイルス感染症の収束が見込めない状況のため、開催に向けた準備、運営、競技および町民の皆さんの安全確保が困難であると判断し、中止と決定しました。

楽しみにされていた皆さんには大変申し訳ございませんが、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。



町民陸上記録会を開催します



次の日程にて町民陸上記録会を開催します。たくさんの参加をお待ちしております。

期 日 8月22日(土)
時 間 午前9時～開会式
場 所 玉村町総合運動公園陸上競技場
参加資格 玉村町内在住・在学者
参加費 無料
表彰 各種目とも全員に記録証
申込期間 7月28日(火)～8月16日(日)までに社会体育館へお申し込みください。
[8月3日(月)、11日(火)は休館日のため、受付は行いません]
受付時間 午前9時～午後9時まで

種 目

性別	種 別	種 目
男子	小学生	100m
	中学生	100m・1500m・走幅跳
	29歳以下	200m・1500m・砲丸投
	30歳以上	100m・1500m・走幅跳(30代のみ)・砲丸投
女子	小学生	100m
	中学生	100m・800m・走幅跳
	29歳以下	200m・1500m・砲丸投
	30歳以上	100m・1500m・砲丸投

※新型コロナウイルス感染症の感染状況により、中止または延期になる場合があります。申込前にスポーツ振興室までご確認ください。

スポーツ振興室(社会体育館内) ☎65-6537 ☎65-8919 午前9時～午後5時 休業日(土・日曜日、祝日)

広報の写真撮影にご協力ください

広報紙や町ホームページ、その他町の刊行物などに掲載するため、町内で行われるイベントなどで「広報たまむら」と掲載された腕章を着けて、写真撮影します。



着用する腕章

ご協力をお願いします。

お知らせ

玉村町役場 ☎ 65-2511(代) ☎ 65-2592

児童扶養手当・特別児童扶養手当の継続手続きをする皆さんへ

子ども育成課 ☎(64) 77719
健康福祉課 ☎(64) 7705

児童扶養手当の受給者は現況届を、特別児童扶養手当の受給者は所得状況届を提出してください

この届け出は、11月から令和2年10月まで手当を引き続き受ける資格があるかを審査するもので、届け出が遅れると11月以降の支給が停止になる場合があります。児童扶養手当の受付期間は8月3日(月)～31日(月)まで、特別児童扶養手当の受付期間は8月12日(水)～9月11日(金)までです。

集中受付期間

○児童扶養手当

8月3日(月)～17日(月)

○特別児童扶養手当

8月12日(水)～18日(火)

持参するもの 手当証書、印鑑、世帯全員の住民票(無料交付します。ただし、特別児童扶養手当のみの受給者は不要)など。
※手続きが必要な人には通知しますのでご確認ください。

新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税等の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が下がるなどした世帯等に対して、国民健康保険税等を免除または減額する制度があります。

詳しくは、ホームページをご覧ください。お気軽にお電話でご相談ください。

【国民健康保険税】

税務課 法人諸税係

☎(64) 7703

【介護保険料】

健康福祉課 介護保険係

☎(64) 7705

【後期高齢者医療保険料】

住民課 高齢者医療年金係

☎(64) 7702

玉村町手話奉仕員養成講座(入門編) 参加者募集

健康福祉課障がい福祉係

☎(64) 7705

開催日 8月19日～令和3年

1月20日の毎週水曜日・全

22回(除外日12月30日、1

月6日)

時間 午前10時～正午(毎回)

場所 玉村町住民活動サポ

トセンターばる ミーティ

ングスペース(下新田20

消費生活

豆知識

電子マネーを使おうとしたら、有効期限切れで使えなくなった!

玉村町消費生活センター ☎20-4020

【事例1】1年位前に購入した電子マネーを使おうとしたところ、有効期限が切れていると言われ使えなかった。有効期限が切れると使えなくなるのか?

電子マネー、ギフト券、プリペイドカードのようにあらかじめお金を支払って実際に買い物をするときに決済する仕組みを『前払式支払手段』といいます。有効期限が6か月を超えているなど一定の要件を満たす場合、『資金決済に関する法律』の適用を受けます。

発行者は有効期限を自由に定めることができ、有効期限を過ぎた電子マネー等は使えなくなり、原則として払い戻しすることはできません。

有効期限については、券面や発行者のホームページなどに表示されているので、購入前に確認しておきましょう。知人からプレゼントなどでもらった際にも確

認しておくとい良いでしょう。

発行者が電子マネー等の発行・利用停止をした場合には、有効期限内であったとしても利用できなくなることがあります。

しかしその際は資金決済法の規定によって、発行者は一定の申出期間(60日以上)を設ける必要があり、利用者は申出期間内に未使用分の払い戻しを受けることができます。

相談受付日 毎週月～金曜日

(祝日・年末年始を除く)

午前9時～正午 午後1時～午後5時

相談専用電話 ☎20-4020

場所 勤労者センター1階

今月のマイナンバー受け取り日曜窓口

8月2日 午前9時～午後1時まで(要予約)

個人番号カードの受け取り日曜窓口は**予約制**です。ご利用の人は、必ず平日の午後5時までに**お電話にてご予約ください**。ご予約がない人のお取り扱いはできません。個人番号カードをまだ受け取っていない人は、ご予約の上、早めにお受け取りください。

※代理人での受け取りについては必ず事前にお問い合わせください。

[個人番号カード]



問い合わせ先 住民課住民係 ☎64-7701

サマージャンポ宝くじが発売されます

「サマージャンポ宝くじ」と「サマージャンポミニ」が、7月14日(火)から全国で2種類同時発売されます。この宝くじの収益金は市町村の住みよいまちづくりに使われます。

発売期間 7月14日(火)～8月14日(金)まで
抽せん日 8月21日(金)

- 814)
- 受講料 無料
- ※ただし、テキスト代3,300円を(負担いただきます。)
- 受講資格 次の全てを満たすことが条件です。
- ①原則として全日程参加できる見込みの人
 - ②町に住む聴覚障害者の社会参加のための支援活動をしていただける人
 - ③町内で聴覚障害者福祉の啓発活動をしていただける人
 - ④次年度開催予定の同講座(基礎編)にも参加できる見込みの人
- 募集定員 5人
- 申込方法 健康福祉課(役場1階③窓口)にて、所定の申

ふるさと寄付申込状況 (5月)

使 途 の 指 定	申込者数	申込金額
子育て支援に係る事業	33人	551,000円
教育、文化及びスポーツ活動の充実に係る事業	11人	168,000円
あんしん安全のまちづくりに係る事業	5人	90,000円
健康増進又は社会福祉に係る事業	9人	229,000円
産業の振興に係る事業	7人	148,000円
町長の指定する事業	24人	439,000円
合 計	89人	1,625,000円

31日(金)

備考 新型コロナウイルスによる社会情勢の動向により、本講座は延期または中止となる可能性があります。ご承知おきいただいた上、お申し込みください。

申込期間 7月1日(水)～7月31日(金)

入用紙に記入し、テキスト代3,300円を添えてお申し込みください。申込用紙は、健康福祉課窓口にあります。

5月の火災・救急発生件数

区 分	5月	R2年累計(1~5月)	
火災	建 物	0	1
	車 両	0	0
	その他	1	3
	計	1	4
救急	急 病	48	300
	交 通	7	32
	その他	22	117
	計	77	449

<火災と救急・救助は ☎119>
災害情報案内サービス ☎0180-99-2999
玉村町・伊勢崎市の火災発生状況が音声で流れます。
救急病院等案内テレホンサービス ☎23-1299
または で
症状に応じて、県内の救急病院などを24時間対応で紹介いたします。

5月の犯罪(泥棒)・交通事故発生件数

区 分	5月	R2年累計(1~5月)	前年比(1~5月)	
犯罪(泥棒)	空き巣(住宅)	0	3	-4
	空き巣(会社)	0	0	-3
	自動車盗	0	2	2
	自転車盗	1	6	2
	車上ねらい	1	3	-3
	自販機ねらい	0	0	0
	器物損壊	2	8	5
	その他	5	40	7
計	9	62	6	
交通事故	人身事故	10	57	-22
	死者(人)	0	0	0
	負傷者(人)	13	73	-29

※累計は変動することがあります

<犯罪と交通事故は ☎110>
毎日午後3時は玉村町の「防犯タイム」です。
毎月16日は「県民防犯の日」です。防犯に心がけましょう
伊勢崎警察署 ☎26-0110 玉村町交番 ☎65-2052

図書館からのお知らせ

町立図書館 ☎(65) 1122

図書館利用カードの有効期限は3年間です

3年ごとに更新のお手続きが必要になります。有効期限切れのカードでの貸出等はできません。更新手続きをするご利用できるようになります。

更新手続きは、原則ご本人にお手続きいただくようお願いいたします。また、お手続きの際は、図書館利用カードと本人確認書類（運転免許証・保険証・在留カードなど）が必要になります。ご不明な点がありましたら、お電話にてお問い合わせください。

「夏の読み聞かせ会」を開催します

図書館読み聞かせボランティアによる読み聞かせ会です。夏にちなんだ絵本や紙芝居など盛りだくさんですので、ぜひご来場ください。

日時 8月9日(日)

午前11時～(30分程度)

会場 文化センター2階 図書館集会室

対象者 どなたでも参加できます。

「図書貸出袋」が廃止になるため、マイバッグのご利用にご協力ください。

資料と一緒に貸出している「図書貸出袋」が、劣化に伴い数が減っています。図書館の利用にあたっては、貸出資料の持ち帰り用にマイバッグをご持参ください。皆さんのご理解・ご協力をお願いします。

夏の県民交通安全運動を実施します

環境安全課 ☎(64) 7708

運動期間 7月11日(土)～20日(月)
スローガン
「いそいそでも心のブレーキかけましょう」

交通ルールを守り、相手の立場に立った「優しさ」と「思いやり」のある運転や行動をお願いします。

また、自転車の運転中に違反行為(スマートフォンやイヤホンを利用など)をしたことによる交通事故が起きています。一時停止の標識を見落としたり周囲の音が聞こえなかったりなど、交通事故につながる危険な行為なので、絶対にしないでください。

◎運動重点

- ①子どもと高齢者の交通事故防止
- ②自転車の安全利用の推進
- ③飲酒運転の根絶

自転車安全利用五則

- 1、自転車は、車道が原則、歩道は例外
 - 2、車道は左側を通行
 - 3、歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
 - 4、安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 5、子どもはヘルメットを着用
- 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

赤城オータムキャンプ参加者募集

子ども育成課 ☎(64) 7719

国立赤城青少年交流の家が主催するキャンプのご案内です。ひとり親家庭を対象に、親子の触れ合いや仲間との交流を深め、自然体験や野外炊事などを行います。普段できないような体験を通して、素晴らしい思い出を作ってください。

期日 9月12日(土)～13日(日) ※雨天決行

映画会を開催します

作品名 「スマーフ スマーフェットと秘密の大冒険」(89分)
上映日 8月16日(日)
時間 午前9時45分 開場
午前10時 開演
会場 文化センター小ホール
定員 130人(当日受付・先着順)
※入場無料、日本語吹替

●利用時間

平日 9:30～19:00
土・日曜日 9:30～17:00

●8月読み聞かせ(絵本コーナー)

★毎週水曜日開催 午前11時～11時30分、午後3時～3時30分
5日、12日、19日、26日
午前は0～2歳児向け・午後は3歳児以上向けの絵本となりますが、どなたでも参加できます。
★毎週土曜日開催 午前11時～11時30分
1日、8日、15日、22日、29日



8月の休館日

3日、10日、17日、24日、27日、31日



歩いただけでウイルス感染に勝てる!
ながおかずひろ
長尾和宏 著
山と溪谷社

一般書のおすすめ

歩行で免疫力を上げ、新型コロナウイルスやインフルエンザを克服しよう! なぜ歩くという行為がウイルス対策になるのかを紹介するとともに、ウイルス感染の予防法や、新型コロナウイルスに感染したらどうするべきかなどを解説する。 [TRC MARC]



どうぶつクッキー
ひなこゆき
彦坂有紀 もりといずみ作・絵
学研プラス
対象 3～5歳

児童書のおすすめ

ひよこ、いぬ、ねこ、ぶた…。かわいいどうぶつたちのおいしいクッキーがいっぱい! ピヨピヨ、ワンワン、ニャー、プーなど、どうぶつたちの鳴き声も覚えられる、シンプルで楽しい食べ物絵本。 [TRC MARC]

8月1日は町民の日です!

企画課 ☎64-7711



玉村町への愛着と理解を深め、自治の意識を高めるとともに、将来にわたって豊かな社会福祉の実現に資することを目的として、8月1日が「町民の日」と定められています。「町民の日」は次の町施設が無料で利用できますので、ぜひご利用ください。

- 社会体育館トレーニングルーム 午前9時～午後9時30分(入場は午後9時まで)
 - B&G海洋センタープール 午前10時～午後9時(入場は午後8時30分まで)
 - 老人福祉センター 午前9時30分～午後4時(入浴は午前10時～午後3時まで)
- ※新型コロナウイルスの状況で「入場制限」や「中止」となる場合があります。

行き先 国立赤城青少年交流の家

集合場所 玉村町役場(バスで行きます)

対象 玉村町母子会員の親子(子どもは年長児・高校生)

※こどものみの参加は不可。

定員 先着50人

参加費 1人 500円(食費・シート代・保険料込み)

申し込み 8月3日(月)までに子ども育成課(玉村町母子会事務局)へ直接または電話でお申し込みください。

※母子会に入会していない人は、別途会費1,000円が必要で、参加費とあわせて当日現金で集金します。

夏休み体験学習会参加者募集

歴史資料館 ☎(30)6180

「アンギン編み」

日時 8月19日(水)

午前の部…午前10時～正午
午後の部…午後1時30分～3時30分

場所 文化センター2階和室1・2

対象 小学生

内容 縄文時代の布の編み方で、カラフルなコースターを作ります。

定員 先着14人(午前の部7人、午後の部7人)

参加費 無料

申込受付 7月30日(木) 午前8時30分

※定員となり次第締め切りとなります。

※保護者の同伴はご遠慮ください。

申込方法 電話・FAX・メール・文化財係事務室窓口にて受付

連絡先 生涯学習課文化財係

☎(30)6180
☎(30)6183

メールアドレス rekisi@town.tamamura.lg.jp

※FAX・メールの場合は参加するお子さんの名前(フリガナ)、小学校名、学年、住所、日中連絡の取れる電話番号をご記入ください。申込開始時刻より前に届いたものは無効です。



EVENT INFORMATION

セルゲイ・レーディキン ピアノリサイタル

10月4日(日) 午後2時 開演(午後1時30分 開場)

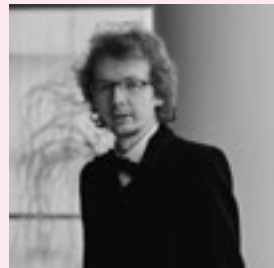
好評発売中

一般3,500円 高校生以下2,000円 ペア券6,000円(全指定席)

チャイコフスキー国際コンクール第3位入賞以来、巨匠ゲルギエフや数々のオーケストラと共演! 端正でエネルギッシュ、才能あふれる若きピアニストの演奏をお届けします。

予定曲目:ラフマニノフ:前奏曲「鐘」、ショパン:英雄ポロネーズ ほか

共催:光藍社



0才からの音楽会 ~わくわく音あそび(文化センターまつり関連事業)

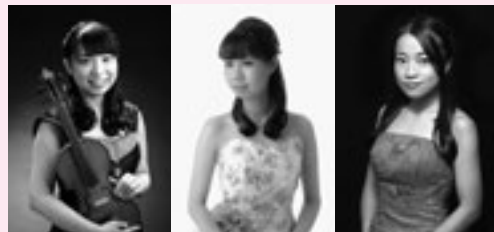
10月18日(日) 午前11時30分 開演(午前11時 開場)

小さなお子さまと一緒に気軽に楽しめるコンサートです。親しみのある曲目に「リトミック」を取り入れた素敵な音楽会をお届けします。

予定曲目:おもちゃのチャチャチャ、ドレミの歌、さんぽ、

パプリカ、喜びの歌、ほか

※無料、入場自由



EVENT INFORMATION
文化センター

(公財) 玉村町文化振興財団

☎95-0900
(月曜祝日休館)

各種健診・相談事業

健診・相談名	月 日	対象者・申込方法	中止・延期	
4 か月児健診	8 月 18 日(火)	令和 2 年 4 月生	個人通知を ご確認ください	
	8 月 20 日(木)			
10 か月児健診	8 月 25 日(火)	令和 元 年 10 月生		
	8 月 27 日(木)			
1 歳 6 か月児健診	8 月 19 日(水)	平成30年9~10月生		
	8 月 26 日(水)	平成30年10~11月生		
2 歳児歯科健診	8 月 6 日(木)	平成30年4~5月11日生		
3 歳児健診	8 月 5 日(水)	平成29年2~3月生		
子育て・離乳食相談	8 月 3 日(月)	計測希望者・相談者 事前に電話予約 ※しばらくの間、完全 予約制となります。		午前・午後 ※予約時に要相談
はじめての 離乳食講習会 (個別指導)	8 月 5 日(水)	離乳食を開始する 時期のお子さんと保護者 8/4までに予約		午前 ※予約時に要相談
のびやか発達相談	月 1 回実施。日時については、電話予約時に相談			

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今年度の「歯っぴいスマイル相談」は中止させていただきます。何か心配なことがある人は、個別で相談を承っておりますのでご相談ください。今後、新型コロナウイルス感染拡大の状況により日程が変更となる場合がありますので、ご告知おきください。

精神疾患を抱える人とそのご家族のための「おしゃべり会」

8 月はフリートークをします。普段感じていることや困っていることなどお話ししてみませんか？

日時 8 月 24 日(月) 午後 1 時 30 分～3 時 場所 保健センター 2 階和室

対象者 町内在住の精神疾患を抱える人、ご家族

※申込不要。参加費無料。直接お出かけください。



各種健診のお知らせ

保健センター ☎ 64-7706

母親学級 (1コース2日間) 要予約

[1日目] 8月4日(火)
内容 自己紹介、赤ちゃんのお世話と沐浴実習
持ち物 母子手帳、筆記用具、飲み物(水分補給用)
[2日目] 8月26日(水)
内容 母と子のお口の健康、妊娠中の栄養について、お産の経過と呼吸法、子育て支援センター見学(希望者のみ)
持ち物 母子手帳、初日に配布したテキスト、楽な服装(ズボン)、飲み物(水分補給用)
受付時間 午前9時20分~9時30分
時間 午前9時30分~11時30分
場所 保健センター
申し込み 7月28日(火)までに来所または電話予約

パパママ教室 要予約

日時 8月28日(金) 午後6時45分~9時
場所 保健センター
受付時間 午後6時30分~6時50分
内容 妊婦体験・ビデオ上映・ミニ講話・赤ちゃんの沐浴実習
持ち物 母子手帳・動きやすい服装
定員 12組(ご夫婦で参加してください。)
申し込み 8月21日(金)までに来所または電話予約

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、妊娠届け出し時にご案内した内容と一部変更があります。

毎月19日は「いただきますの日」～食卓は豊かな心と体をはぐくみます～

毎月第1日曜日は「健康の日」です。家族そろって、健康づくりに取り組みましょう。

はなごころ21

新型コロナウイルス対策「新しい生活様式」における熱中症予防

新型コロナウイルスの出現に伴い、感染防止の3つの基本である①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い、「3密(密集、密接、密閉)」を避ける等の「新しい生活様式」が求められています。

このような「新しい生活様式」における熱中症予防のポイントは次のとおりです。

熱中症予防のポイント

- ・暑さを避けましょう。
- ・感染予防のため換気をし、ついでエアコン等を利用して部屋の温度を調整
- ・暑い日や時間帯は無理をしない
- ・体をしめつけない涼しい服装で、日傘や帽子で日よけ対策
- ・適宜マスクをはずし、マスクをはずす際は、気温・湿度の高い中でのマスク着用は要注意
- ・屋外で人と十分な距離(2メートル以上)を確保できる場合は、マスクをはずす
- ・マスクを着用しているときは、負荷のかかる作業や運動を避け、周囲の人との距離を十分にとった上で、適宜マスクをはずして休憩を

こまめに水分補給しましょう

・のどが渇く前に水分補給(1日1.2リットルを目安に)

・大量に汗をかいたときは塩分も忘れずに

■日頃から健康管理をしましょう

・日頃から体温測定、健康チェック

・体調が悪いと感じたときは無理せず自宅で静養

■暑さに備えた体作りをしましょう

・暑くなり始める時期から適度に運動を心掛け、身体が暑さに慣れるように

今年の夏は、新型コロナウイルスと熱中症という両方の対策が必要になります。

特に、高齢者、子ども、障がい者の皆さんは、熱中症になりやすいので十分に注意しましょう。

2歳未満の子どものマスク着用は危険があります

乳児のマスク着用には、とても心配なことがあります。

・乳児の呼吸は、空気の通り道が狭いので、マスクは呼吸をしにくくさせ呼吸や心臓への負担になる

・マスクそのものや嘔吐物による窒息のリスクが高まる

・顔色や口唇色、表情の変化など、体調変化への気づきが遅れるなど乳児に対する影響が心配されます。

乳児のマスク着用には十分注意しましょう。

【出典：公社日本小児科医会】

おくやみ (敬称略)

地区	死亡者氏名	年齢
五料	金井 安子	95
五料	新井 哲朗	76
中樋越	峯岸 恵美子	63
原森	黒崎 しげ子	81
下新田	土田 幸子	95
上新田	栗原 孝光	74
原森	三堀 福英	86
上之手	原 明	88
下茂木	氏家 見澤子	100
飯塚	根岸 典明	67

誕生 (届け出順・敬称略)

地区	出生児名	生
上新田	庵地 くるみ	♥ 5/1
上茂木	目黒 優和	♥ 5/1
福島	三上 真誠	5/1
原森	中田 侑那	♥ 5/4
板井	田中 旭希	5/8
上新田	柳澤 明日海	♥ 5/11
角 淵	結城 心葉	♥ 5/14
小 泉	小山 蒼	♥ 5/11
福島	杉山 小桜	♥ 5/13
福島	金子 樹	5/11
下新田	羽鳥 光真	5/8
上之手	CARANDANG MENDOGORIA ETHAN	5/14
下新田	安田 航司	5/16
角 淵	久米原 美月	♥ 5/23
福島	齋木 菖吾	5/14
福島	伊地知 南月	♥ 5/21
上之手	吉岡 来翔	5/19
下新田	堀川 陽葵	5/24

♥ は女の子

誕生・おくやみのコーナーに掲載を希望されない人は、届け出のときにお申し出ください。

今月の納期

固定資産税2期、国民健康保険税1期
介護保険料4期、後期高齢者医療保険料1期
納期限は7月31日(金)です

★納税等に便利な口座振替をご利用ください

手続きは、町内各金融機関・農協・郵便局・役場
税務課等でできます。印鑑・口座番号が必要です。

税務課 ☎64-7704

人口 令和2年6月1日現在

人口	36,321人 (+14)	男	18,010人 (±0)
世帯数	15,618戸 (+19)	女	18,311人 (+14)
(±) は前月比			

子ども医療電話相談 #8000番

相談受付時間 月～土 午後6時～翌午前8時 日・祝日 午前8時～翌午前8時

小児夜間・休日診療

当番日	診療時間	病院
月～土曜日	午後8時～11時	伊勢崎佐波 医師会病院 (☎24-0111)
日曜日、祝日	午前9時～午後5時	伊勢崎市民病院 (☎25-5022)
	午後5時～翌午前8時30分	

休日歯科診療

伊勢崎歯科医師会 休日歯科診療所
伊勢崎市上泉町151 伊勢崎市社会福祉会館3階
☎23-2772
午前10時～正午、午後1時～3時
※受け付けは午後2時30分まで

休日・夜間診療

伊勢崎佐波医師会病院
伊勢崎市下植木町481 ☎24-0111
・平日(月～土曜日) 夜間・早朝 午後6時～翌午前8時30分
・休日(日、祝日) 午前8時30分～翌午前8時30分

思いを話してみませんか? — こころの健康相談 —

精神科医によるこころの相談を実施しています。こころの悩みについて、ご本人やご家族からのご相談に応じます。
日時: ご予約時にお知らせいたします。
予約方法: 保健センター(☎64-7706)へ電話でご予約ください。

心配ごと相談(予約制)

申込先 社会福祉協議会
☎65-8864 ☎65-9666

①法律相談・人権相談(再開します)

対象 家庭内での心配ごとや、ご近所でのめごとでお困りの人
・人権を脅かされて悩んでいる人

期日 7月6日(月) [弁護士相談あり]、15日(水)、27日(月)
8月5日(水) [弁護士相談あり]、17日(月)、25日(火)

②行政相談(再開します)

対象 国や県、町、公団などの仕事に対し、意見や要望、苦情がある人

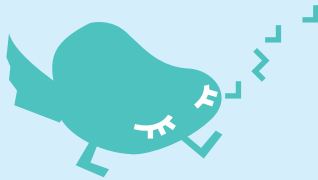
期日 7月27日(月)、8月25日(火)

①②時間 午前9時～正午

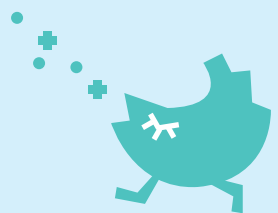
①②場所 社会福祉協議会事務局(まちなか交流館)

①②定員 8組(定員になり次第締め切り)

問い合わせ先 社会福祉協議会



おおきくなあれ



かわばた あかり あかね
川端 阿香莉・阿果寧ちゃん
令和元年7月24日生まれ



敦さんと愛さんの長女・次女。あかりちゃん♡あかねちゃん♡ 1歳のお誕生日おめでとう！ 生まれてきてくれてありがとう♡♡ 可愛いふたりのこと、みんな大好きよ



さいとう あさと
齋藤 朝仁ちゃん
令和元年7月31日生まれ

太貴さんと恵美さんの長男。あさとくん♡ 一歳のお誕生日おめでとう♡ ママとパパの大切な宝物♡ これからもすくすく大きくなってね♡

おおきくなあれ募集

8月に1歳の誕生日を迎える、町内にお住まいのお子さんを募集しています。【応募者多数の場合は抽選】

申込方法 ①保護者（ご両親）の氏名 ②住所 ③電話番号 ④お子さんのお名前（ふりがな） ⑤生年月日 ⑥続柄 ⑦60文字以内のコメントを記入、写真添付の上、件名を「おおきくなあれ」としてメールを送信してください。kouhou@town.tamamura.lg.jp

募集期限 7月31日（金）

申込先 企画課 ☎64-7711（役場2階⑤番窓口）



マスクの回収ボックスを設置しています

国から支給されたマスクを寄附したいというご意見を、町民の皆さんから多数いただいたため、役場正面玄関に入ってすぐの所にマスクの回収ボックスを設定しました。いただいたマスクは福祉施設や、医療機関などの必要とする場所へ配布する予定です。枚数に余裕があれば、町で備蓄し、今後の感染症対策等のために使用したいと思います。



正面玄関から入って左手にあります



すでに多くの寄附をいただきました

麦秋の郷

伝統ある景観



町で主に栽培されている麦は、うどんになる小麦粉でお馴染みの「小麦」の他に、ビールの原料となる「二条大麦」や、麦茶や麦飯になる「六条大麦」があります。

表紙のことば

麦の収穫期

5月下旬から6月上旬にかけて、町のいたるところで、大麦と小麦の収穫時期を迎えました。

二毛作地帯の玉村町では、多くの田んぼで麦を裏作として栽培しており、この時季になると麦が実り、黄金色に輝きます。町では、この情景を「麦秋の郷」と呼んでいます。

